

# 地方自治体のための環境法令改正情報（4月分）

※この情報は、「[対象環境法一覧表](#)」に掲載されている法令のうち、官報で公布された内容に基づき、地方自治体の EMS 運用に関連があると思われる改正事項を抜粋しています（条例は含みません）。

## 1. エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）関連

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 144 号）			
公布日	平成 31 年 4 月 3 日	施行日	平成 31 年 4 月 15 日
概要	高効率照明の普及促進のため、エネルギー消費性能の向上を促すトップランナー制度の対象である「照明器具」及び「電球」の範囲が拡大された。		
関連情報	経済産業省（報道発表） <a href="https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190329001/20190329001.html">https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190329001/20190329001.html</a>		

## 2. その他改正情報

名 称	公布日
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第 8 号）	平成 31 年 4 月 1 日
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省省令第 1 号）	平成 31 年 4 月 1 日
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第 149 号）	平成 31 年 4 月 10 日
農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準の一部を改正する件（環境省告示第 62 号）	平成 31 年 4 月 10 日
エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第 46 号）	平成 31 年 4 月 12 日
蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及びエル・イー・ディー・ランプのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（経済産業省告示第 106 号）	平成 31 年 4 月 12 日

※製品名・型式の登録／失効、事業者の登録／解除等、自治体 EMS への影響が明らかにならないと考えられる情報の掲載は省略しています。

## 【今月のトピックス】 省エネ法の定期報告書の様式が公表されました

2019 年度報告分より、複数事業者の連携による省エネ取組を「連携省エネルギー計画」として認定し、連携による省エネ量を企業間で分配して報告することが可能になる等 2018 年の法改正により様式が大幅に変更されています。

詳細は下記の URL をご覧ください。

(省エネ法概要パンフレット)

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/summary/pdf/20181227\\_001\\_gaiyo.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/20181227_001_gaiyo.pdf)

(定期報告書関連)

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/index02.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/index02.html)

(令和元年5月 大谷)

**株式会社 知識経営研究所** (担当者：二上、石川、大谷)

〒106-0045 東京都港区麻布十番 2-11-5 麻布新和ビル 4F

TEL: 03-5442-8421 FAX: 03-5442-8422 e-mail : info@kmri.co.jp